

地水火風

牧野 恒一

「地水火風」は、事情があつて3年間休載していたが、今回から、随時掲載する不定期版として再開することになった。

まずは、9月5日に幕を閉じた東京パラリンピックと障害者の避難について考えてみたい。

多数の障害者が集つた大会の準備には、公共施設や建築物における障害者の行動支援と併せて、火災などの災害が発生した場合の避難支援の基盤整備も必要になる。これらは、高齢化が急速に進む日本のインフラ整備としても必要な視点である。本稿では、その対策の状況と今後の方向などについて述べる。

障害者基本法とバリアフリー法

日本では、1970年に、各省庁が所管する障害者関連の個別法律を指

導する基本法として「心身障害者対策基本法」が制定されたが、社会的に目立った動きはなかった。

その後しばらくして、1993年に国連で「障害者の機会均等に関する標準規則」が採択された。この規則では、障害の有無や種別にかかわらず、全ての者が物理的な障害を取り除かれた施設を自由に利用可能なように整備することを各国政府に求めている。

これを受け、日本でも、1993年に「心身障害者対策基本法」が同規則の趣旨をより反映した「障害者基本法」に改正された。

東京パラリンピックと障害者の避難対策

この時期に、設計者向けのガイドラインとして建設省（当時）現国土交通省により「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」も策定された。

また、2000年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し

た移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）が制定された。だが、これら

両法では、バリアフリー法と交通バリアフリー法を統合し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法」）を制定した。

この問題は、国連ではその後も議論が進められ、2006年に国際人権法の二つとして「障

害者の権利に関する条約」が採択された。この条約は締約国政府に「障害者に基づいた異なる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること。このため、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。（第4条 要約）」などと、人権の視点から

適合させなければならぬ」として、それらの事業者や管理者に整備義務を課しており、罰則規定もある。特定の施設の、しかも「新設」に限られるとはいえ、努力義務だった旧法に比べると大きな前進である（既存施設については現在も努力義務）。

さらに、2011年に上記条約の理念を取り入れて「障害者基本法」の改正を行い（以下「改正障害者基本法」）、さらに2013年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定。これらの法整備を受けて、2014年に、ようやく国会で同条約を批准することになった。

この結果、現在の日本は、「多数の障害者が街に出るようになったが火災等の災害が起きたときの避難対策等は考えられていない」という状況にある。

トイレには車椅子利用者向けの補助具が設置されるなど、バリアフリー化の進展はごく当たり前の光景になってきた。この法律の大きな成果と言つてよいだろう。

その結果、街の中に多数の障害者がいることが普通になったが、そこで火災や地震が起こったらどうなるだろうか？

東京パラリンピックの実施を意図してか、バリアフリー新法と同法施行

令は2018年と2020年に改正され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化」の推進には非常に積極的な内容になったが、「建築物移動等円滑化基準（同法施行令第10条（第24条）」を見ると、災害時の避難の件は触れられていない。

その結果、現在の日本は、「多数の障害者が街に出るようになったが火災等の災害が起きたときの避難対策等は考えられていない」という状況にある。

「競技場等追補版」は、「東京2020オリ

匹克・パラリンピック競技大会の開催を踏ま

え、特に劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として」作られたもので、移動等円滑化」だけでなく、火災等の災害が発生した場合の避難対策についても取り上げている。

その内容は、車椅子利用者についてはできるだけ避難階と同一レベルに専用の観戦スペースを配置するなどの設計上の配慮を行うとともに、歩行困難、車椅子利用、視覚障害など、避難速度が異なる避難者がいることを前提とした簡明で段差のない動線計画、一時待避スペースの確保、聴覚障害などに配慮した建築設計情報伝達システムの整備などにソフト面の対策を組み合わせたものとなっており、ひととりの対策は考えられている。

「ホテル等追補版」では、災害時の避難・誘導について、簡明でわかりやすい避難・動線計画、車椅子利用者等のための一時待避スペース、障害者等の特性に対応した避難手段（階段、その他の垂直移動方法）の確保などについてきめ細かい配慮を求めている。また、情報伝達・避難誘導については、聴覚障害者への火災情報や避難ルートの伝達など、消防庁で行つて来た各種の施策を紹介するとともに、その考え方を反映した対策を列記している。

オリリンピック・パラリンピック関係施設がこれらガイドラインに基づいて整備されていけば、障害者の災害時避難についても、まずは一安心、ということだろうか。

だが、改正障害者基本法の基本理念では、さらに進んで、この種の施策をオリリンピック・パラリンピック対策に特化させることなく、さらに一般化させていくことを求めている。高齢者の激増等も考慮し、バリアフリー新法の「移動等円滑化基準」を災害時の避難を含むように改正するなどして、「東京オリリンピック・パラリンピック」のレガシーを今後の整備に繋げていく必要があると考

を新たに国等に義務づけている。また、第11条では、従来から、政府に義務付けている「障害者基本計画」で、様々な防火・防災対策に言及している。

東京オリリンピック・パラリンピックを契機として、劇場・競技場等や旅館・ホテル等において災害が発生した場合の障害者の避難対策に関するガイドラインが策定されたことは大きな前進である。

だが、改正障害者基本法の基本理念では、さらに進んで、この種の施策をオリリンピック・パラリンピック対策に特化させることなく、さらに一般化させていくことを求めている。高齢者の激増等も考慮し、バリアフリー新法の「移動等円滑化基準」を災害時の避難を含むように改正するなどして、「東京オリリンピック・パラリンピック」のレガシーを今後の整備に繋げていく必要があると考

「競技場等追補版」は、「東京2020オリ

匹克・パラリンピック競技大会の開催を踏ま

え、特に劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図ることを目的として」作られたもので、移動等円滑化」だけでなく、火災等の災害が発生した場合の避難対策についても取り上げている。

その内容は、車椅子利用者についてはできるだけ避難階と同一レベルに専用の観戦スペースを配置するなどの設計上の配慮を行うとともに、歩行困難、車椅子利用、視覚障害など、避難速度が異なる避難者がいることを前提とした簡明で段差のない動線計画、一時待避スペースの確保、聴覚障害などに配慮した建築設計情報伝達システムの整備などにソフト面の対策を組み合わせたものとなっており、ひととりの対策は考えられている。

「ホテル等追補版」では、災害時の避難・誘導について、簡明でわかりやすい避難・動線計画、車椅子利用者等のための一時待避スペース、障害者等の特性に対応した避難手段（階段、その他の垂直移動方法）の確保などについてきめ細かい配慮を求めている。また、情報伝達・避難誘導については、聴覚障害者への火災情報や避難ルートの伝達など、消防庁で行つて来た各種の施策を紹介するとともに、その考え方を反映した対策を列記している。

オリリンピック・パラリンピック関係施設がこれらガイドラインに基づいて整備されていけば、障害者の災害時避難についても、まずは一安心、ということだろうか。

だが、改正障害者基本法の基本理念では、さらに進んで、この種の施策をオリリンピック・パラリンピック対策に特化させることなく、さらに一般化させていくことを求めている。高齢者の激増等も考慮し、バリアフリー新法の「移動等円滑化基準」を災害時の避難を含むように改正するなどして、「東京オリリンピック・パラリンピック」のレガシーを今後の整備に繋げていく必要があると考

を新たに国等に義務づけている。また、第11条では、従来から、政府に義務付けている「障害者基本計画」で、様々な防火・防災対策に言及している。

東京オリリンピック・パラリンピックを契機として、劇場・競技場等や旅館・ホテル等において災害が発生した場合の障害者の避難対策に関するガイドラインが策定されたことは大きな前進である。

だが、改正障害者基本法の基本理念では、さらに進んで、この種の施策をオリリンピック・パラリンピック対策に特化させることなく、さらに一般化させていくことを求めている。高齢者の激増等も考慮し、バリアフリー新法の「移動等円滑化基準」を災害時の避難を含むように改正するなどして、「東京オリリンピック・パラリンピック」のレガシーを今後の整備に繋げていく必要があると考

を新たに国等に義務づけている。また、第11条では、従来から、政府に義務付けている「障害者基本計画」で、様々な防火・防災対策に言及している。

東京オリリンピック・パラリンピックを契機として、劇場・競技場等や旅館・ホテル等において災害が発生した場合の障害者の避難対策に関するガイドラインが策定されたことは大きな前進である。

だが、改正障害者基本法の基本理念では、さらに進んで、この種の施策をオリリンピック・パラリンピック対策に特化させることなく、さらに一般化させていくことを求めている。高齢者の激増等も考慮し、バリアフリー新法の「移動等円滑化基準」を災害時の避難を含むように改正するなどして、「東京オリリンピック・パラリンピック」のレガシーを今後の整備に繋げていく必要があると考

を新たに国等に義務づけている。また、第11条では、従来から、政府に義務付けている「障害者基本計画」で、様々な防火・防災対策に言及している。

東京オリリンピック・パラリンピックを契機として、劇場・競技場等や旅館・ホテル等において災害が発生した場合の障害者の避難対策に関するガイドラインが策定されたことは大きな前進である。